

飼い主のいない猫について

飼い主のいない猫への対策とお願い

飼い主のいない猫については、さまざまな相談が町に寄せられます。不適切な餌やりや不衛生なふん尿など、理由はさまざまです。また、猫は繁殖力が強いことから不幸な命が増えやすい動物です。捕獲・処分してほしいという相談もいただきますが、猫は法律で愛護動物とされており、むやみに捕獲や処分を行うことができません。

飼い主のいない猫は、過酷な環境の中で交通事故や感染症などの危険にさらされながら、懸命に生きている「命あるもの」です。しかし、不適切な餌やりや不妊去勢手術をしていない飼い猫の放し飼いをすれば、飼い主のいない猫を減らしていくことができません。かわいそうだからと、ただ餌を与えるだけでは子猫が次々に生まれ、かえって不幸な猫を増やし、生活環境を悪くして、住民トラブルの原因にもなってしまいます。

また、飼い猫は屋内飼養し、飼い主のいない猫を増やさないためにも、繁殖を望まない場合には不妊去勢手術をして適正な飼育をお願いします。



さくらねご無料不妊手術事業の実施について

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

詳しくは以下のリンクを参照してください。

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>



お問い合わせ先

共和町役場 住民生活課生活安全係
〒048-2292 北海道岩内郡共和町南幌似38番地の2
電話 0135-67-8783

共和町役場
〒048-2292 北海道岩内郡共和町南幌似38番地の2
電話 0135-73-2011 / FAX 0135-73-2288

Copyright © 2013 HOKKAIDO KYOWA TOWN All Rights Reserved.